

令和2年第10回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和2年10月29日(木)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 松岡 秀樹
次長兼教育総務課長 阿部 英明
理事兼学校教育監 伊藤 克宏
副理事兼生涯学習課長 中野 裕夫
副理事兼文化財課長 佐藤 良彦
参事兼教育総務課長補佐 菊地 賢一
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後1時15分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
議案第16号 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画の計画
期間の延伸について
日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和2年第9回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議はありますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、菊池委員、樋渡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和2年第9回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

まず、教育総務課関係ですが、9月4日に開会した「令和2年第3回多賀城市議会定例会」は、10月2日に閉会しました。教育委員会関係議案は、前回の定例会で臨時代理事務報告をいたしました、「工事請負契約の締結」3件、「平成31年度多賀城市一般会計歳入歳出決算」及び「令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）」について、原案どおり可決されました。

10月5日、多賀城市に対して「市役所とすべての教育機関を10月7日（水曜日）午後4時33分に攻撃する。」との予告メールがあったことから、当日は

市立小中学校を午後4時までに完全下校としました。

10月12日から20日にかけて、全ての市立小学校で運動会が行われ、新型コロナウイルス感染症対策として、規模の縮小や学年を区分するなど、各学校において工夫の上、開催いたしました。

例年10月に実施しております「学習発表会」及び「合唱コンクール」は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止といたしました。

宮城県が行う新型コロナウイルス感染症防止に伴う経済対策のひとつとして、国産牛肉の消費拡大のため、県の補助金制度を活用し、10月21日から23日に県内産黒毛和牛を使用した学校給食を児童生徒等に提供しました。全部で3回の提供を計画しており、2回目は11月、3回目は2月を予定しております。

10月13日、「仙台管内教育委員会協議会」が県合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

10月28日、「宮城県市町村教育委員会協議会」が県庁で開催され、教育長が出席しました。

10月28日、「多賀城市いじめ問題対策連絡協議会」を市役所で開催し、本市におけるいじめの実態及び学校でのいじめ防止の取組などについて意見交換を行いました。

次に、生涯学習課関係ですが、前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

次に、文化財課関係ですが、10月3日から12月20日までの間、埋蔵文化財調査センター2階展示室において、第30回企画展「多賀城碑が映す古代東北と北方世界」を開催しています。

関連企画として、10月6日から10月20日まで「人々の関心を集めた多賀城碑」と題し、多賀城市立図書館において多賀城碑の拓本展示を開催し、103名が来場しました。

また、10月24日には、文化センター小ホールにおいて、記念講演会「多賀城碑とその時代」を開催し、203名が参加しました。

10月8日、特別史跡多賀城南門等復元工事立柱式が、施工者である松井建設株式会社東北支店により開催され、市長、教育長等が参加しました。

10月10日、令和2年度多賀城跡南門建設現場見学会を開催し、約100名が参加しました。

10月21日、歴史的食文化体験学習の一環として、古代米の刈取りを特別史跡多賀城跡内の市川字館前地区で実施し、城南小学校5年生の児童122名が参加しました。

以下別表といたしまして、社会教育事業等の開催状況でございますが、朗読は

省略いたします。

3 ページの下段でございます。令和 2 年 1 0 月 2 9 日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただいまの報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します

日程第 4 議事

議案第 1 6 号 特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画の計画期間の延伸について

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、議案第 1 6 号「特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画の計画期間の延伸について」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

それでは、特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画の計画期間の延伸についてご説明いたします。

この計画期間は、平成 2 3 年度を初年度とする 1 0 年間の時限的な計画期間としておりますが、今回、その計画期間を 2 年間延伸することについてご審議いただきたいと存じます。

それでは説明いたします。

本市では、多賀城跡など市内 5 か所 1 0 7 ヘクタールに及ぶ特別史跡のより良い保存管理を図るため、昭和 5 0 年度に最初の保存管理計画を、昭和 6 2 年度に第 2 次保存管理計画を策定し、平成 2 3 年度には、本日お手元に概要版をお配りしておりますが、第 3 次保存管理計画を策定し、特別史跡多賀城跡附寺跡の適正な保存管理を行ってきたところです。

そのような中、計画期間を 1 0 年間の時限的なものとしていた第 3 次保存管

理計画の満了年度となる令和2年度を迎えたところですが、現計画の基本的な方向性に大きな変更も予見されないことから、令和2年度中に現計画の改訂を行い、令和3年度を初年度とする次期計画を策定する予定でございました。

しかし、今年度に入り、「特に公有化を進める予定地区」として設定するS地区区内で、これまで交渉が非常に難航していた最後の住宅地の公有化が完了する見込みとなったことで、今後の公有化方針や地区区分の見直し、県が定める整備計画の変更等が必要となりましたので、これらの見直しについて、地区住民からの意見聴取や県はじめ関係機関との調整に相当の時間を要する見込みとなりましたことから、現行計画の計画期間を2年間延伸し、令和4年度までとするものでございます。

また、平成30年の文化財保護法改正によりまして、文化財の「保護」中心でありました内容に「活用」の視点を加え、「保護」と「活用」の両立を目指す内容となったことから、次期計画（仮称）特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画においては、計画的活用の視点を入れながら、令和4年度までに策定する予定としております。

なお、次期計画策定に当たっては、文化庁の補助金を活用して策定する予定であり、県文化財課等との協議により、当初予定していなかった計画策定検討委員会も設置したいと考えています。

以上で説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

教えていただきたいのですが、資料21ページに記載がありますS重点遺構保存活用地区には、農地・山林ではビニールハウス等の施設も認めない、宗教施設は該当する施設がなし、それから公共公益施設は検討の余地がある旨の記載などがありますが、農地・山林には現在ビニールハウスはないということでしょうか。理解してよろしいでしょうか。

教育長

文化財課長。

文化財課長

S地区についてですが、本年度、1軒だけ残っていた住宅が買収の見込みが立

ち、若干の畑や雑種地は残りますが、ほぼ100%に近いくらい公有化が完了するというので、優先的に第3次保存管理計画の10年間に於いて公有化する地区についてはほぼ完了するため、次の10年間で新たに重点的に公有化する地区についての方針を決めなければならず、そのための調整を文化庁等と行うのに相当時間がかかりますし、地元の住民の方にもご理解をいただく期間も必要なことから、2年間今の計画を維持し、その間に「活用」の面も含めた計画を策定する期間をいただきたいということでございます。

S地区につきましては、ビニールハウス等の施設はございません。

樋渡委員

ありがとうございます。

教育長

そのほか、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第16号について、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第16号について原案のとおり決定いたします。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

教育長

以上で、本日の予定をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和2年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後1時30分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和2年11月25日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印